

共同住宅用自動火災報知設備

1 用語の定義

(1) 省令第40号

省令第40号とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。

(2) 告示第18号

告示第18号とは、共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成18年消防庁告示第18号）をいう。

(3) 告示第20号

告示第20号とは、戸外表示器の基準（平成18年消防庁告示第20号）をいう。

(4) 共同住宅用受信機

共同住宅用受信機とは、共同住宅用自動火災報知設備の受信機（P型3級受信機又はGP型3級受信機に限る。）であって、住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器から発せられた火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を受信した場合に、火災の発生を当該住戸、共用室及び管理人室の関係者に報知するものをいう。

(5) 住棟受信機

住棟受信機とは、共同住宅用自動火災報知設備の受信機であって、住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける感知器又は共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を特定共同住宅等（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「省令第40号」という。）第2条第1号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。）の関係者に報知するものをいう。

(6) 音声警報装置

音声警報装置とは、共同住宅用受信機又は住棟受信機から発せられた火災信号を受信し、音声により火災の発生を報知するものをいう。

(7) 補助音響装置

補助音響装置とは、住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。

(8) 戸外表示器

戸外表示器とは、住戸等の外部において、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

2 警戒区域（省令第40号第3条第3項第3号イ、口及び告示第18号第3第1号）

(1) 一の警戒区域の面積は、1,500 m²以下とし、その一辺の長さは、50m以下とすること。ただし、住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口が廊下等の通路に面する特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報知設備（以下「共用用火報」という。）を設置する場合には、一辺の長さを100 m以下とすることができる。

(2) 警戒区域は、防火対象物の二以上の階にわたらないこと。ただし、次に適合する場合は二以上の階にわたることができる。

ア 一の警戒区域の面積が住戸、共用室及び管理人室にあっては150 m²以下、共用部分にあっては、500 m²以下であり、かつ、二の階にわたる場合であること。

イ 階段、傾斜路で煙感知器を設ける場合。

福井市消防用設備等に関する審査基準

共同住宅用自動火災報知設備

- ウ エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもので、煙感知器を設ける場合。
- (3) 階段室型特定共同住宅等の階段室等
- 前(2)にかかわらず、階段室型特定共同住宅等にあつては、一の階段室等のうち5階層以下の部分を単位として、一の警戒区域とするものであること。
- 3 感知器** (省令第40号第3条第3項第3号八、二及び告示第18号第3第2号)
- (1) 省令第23条第4項各号(第1号八第7号へ及び第7号の5を除く。)及び同条第7項並びに第24条の2第2号及び第5号の規定の例により設けること。
- (2) 次に掲げる部分の天井又は壁の屋内に面する部分に、適応する感知器を設けること。
- ア 階段、傾斜路及びエレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの
- 煙感知器
- イ 廊下及び通路
- 差動式及び補償式スポット感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種(公称作動温度60度又は65度のものに限る。)又は煙感知器
- ウ 住戸
- 自動試験機能等対応型感知器であつて、差動式及び補償式スポット感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種(公称作動温度60度又は65度のものに限る。)又は煙感知器のうち一種、二種若しくは三種
- エ 共用室及び管理人室
- 差動式及び補償式スポット感知器のうち一種若しくは二種、定温式スポット型感知器のうち特種(公称作動温度60度又は65度のものに限る。)又は煙感知器のうち一種、二種若しくは三種
- オ 床面積4㎡以上の収納室及び機械室その他これらに類する場所
- その使用場所に適応する感知器
- (3) 感知器の設置は、次によること。
- ア 熱感知器は、共用部分(省令第40号第2条第4号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の廊下及び通路にあつては、歩行距離15mにつき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。
- イ 煙感知器は、共用部分の廊下及び通路にあつては歩行距離30m(三種の感知器にあつては20m)につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては6以上の階にわたらない部分ごとに1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。
- (4) 住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器にあつては共同住宅用受信機に、その他の部分に設ける感知器にあつては住棟受信機に接続すること。ただし、管理人室に設ける感知器にあつては、当該管理人室内に住棟受信機を設ける場合に限り、共同住宅用受信機を介さずに当該住棟受信機に接続することができる。
- (5) 前(1)から(4)のほか「自動火災報知設備」3によること。
- 4 中継器** (告示第18号第3号第3号)
- 告示第18号第3号第3号の規定によるほか、「自動火災報知設備」4を準用すること。
- 5 配線** (告示第18号第3号第4号)
- 配線及び工事方法等は、告示第18号第3号第4号の規定によるほか「自動火災報知設備」9(省令

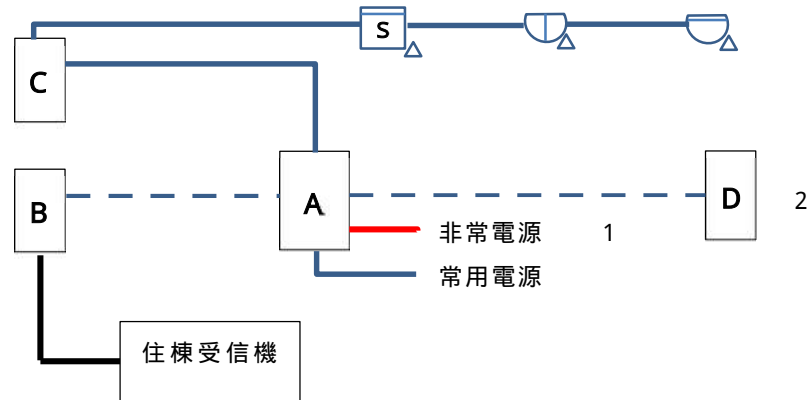
第24条第1項第1号チの規定に係る部分を除く。)を準用すること。

6 共同住宅用受信機 (告示第18号第3第5号)

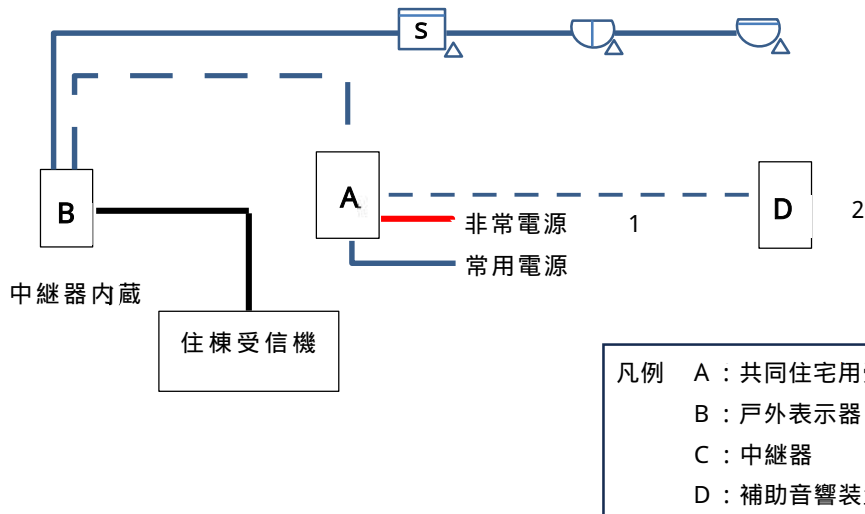
共同住宅用受信機は、告示第18号第3第5号の規定によるほか、次によること。

(1) 主な構成例

ア 住戸、共用室及び管理人室 (住棟受信機を設ける管理人室を除く。)に設ける場合



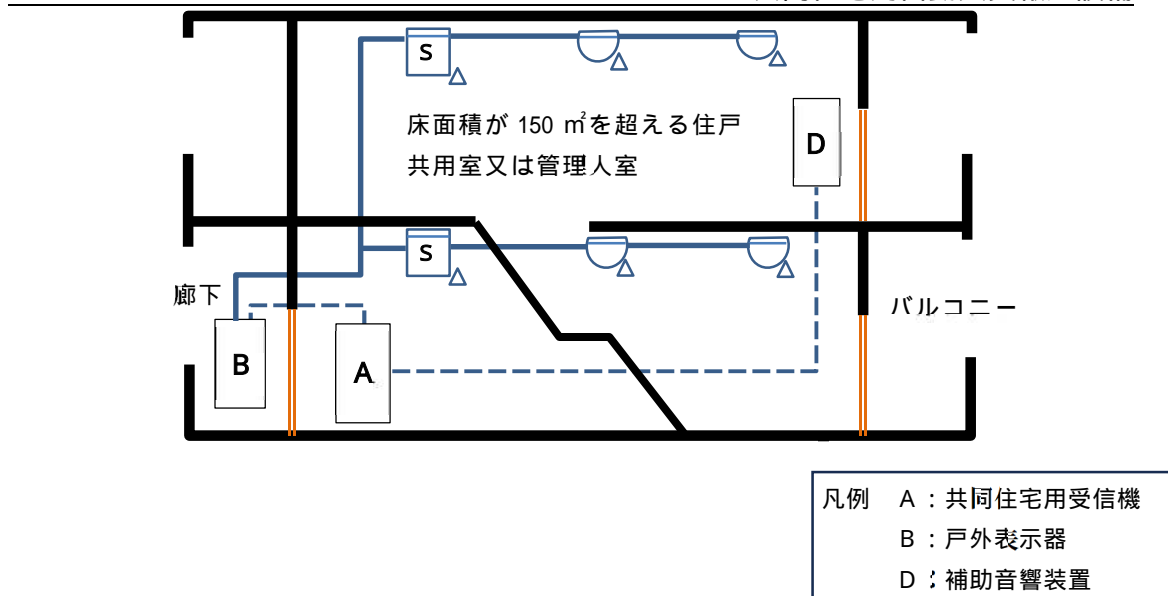
イ 中継器を内蔵した戸外表示器の場合



- 1 住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池等により、共同住宅用受信機に必要とされる非常電源を確保すること。
- 2 補助音響装置は、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知するため、必要に応じて設ける。

(2) 住戸等の床面積が 150 m²を超える場合、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう補助音響装置 (地区音響装置) にて音声警報を補完し、居住者又は在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置を講じた場合は、共同住宅用受信機を設置することができるものであること。

共同住宅用自動火災報知設備



【メゾネット型タイプにより床面積 150 m² を超える住戸、共用室又は管理人室の例】

(3) 共同住宅用受信機は、厨房から発生する水蒸気、油の蒸気、煙などの影響を受けない場所に設置すること。

7 住棟受信機（告示第8号第3第6号）

住棟受信機は、告示第18号第3第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 告示第18号第3第6号に規定する「同一敷地内に特定共同住宅等が2以上ある場合で、当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合」とは、同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を防災センター等において一括で監視しており、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されている場合で、受信機を設置しない建築物には副受信機（表示盤）及び同時通話装置を設けた場合をいうこと。

(2) 常時人がいない管理人室に住棟受信機を設置する場合、火災時に管理人室の出入口が自動的に解錠される等の措置を講ずること。

(3) 住棟受信機に音声警報機能がない場合は、別に音声警報装置を設置すること。

8 電源（省令第3条第3項第3号ホ及び告示第18号第3第7号、第8号）

電源は、告示第18号第3第7号及び第8号の規定によるほか、次によること。

(1) 非常電源は、「非常電源」によること。

(2) 共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができる場合は、住棟受信機の予備電源又は別置型の蓄電池等により、告示第18号第3第8号(1)に定める容量の非常電源が確保されている場合であること。

(3) 共同住宅用受信機又は住戸用受信機に接続しているガス漏れ検知器の電源は、当該共同住宅用受信機又は住戸用受信機の電源の配線系統から専用の開閉器を介してとることとして差し支えないものであること。

9 音声警報装置（告示第18号第3第9号）

音声警報装置（補助音響装置の音声情報を含む。）は、告示第18号第3第9号の規定によるほか、次によること。

- (1) 共同住宅用受信機の主音響装置が、告示第18号第3第9号(3)に適合するものである場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものであること。
- (2) 音声警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。
- (3) 告示第18号告示第3第9号(2)に規定する「有効に音声警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸又は住戸、共用室及び管理人室で床面積が150 m²を超えるもの等であること。したがって、当該住戸、共用室及び管理人室の部分には、補助音響装置を設置する必要があること。
- (4) 音声警報音は、一定時間経過後、全館鳴動へと移行すること。

10 戸外表示器(告示第18号第3第10号及び告示第20号)

戸外表示器は、告示第18号第3第10号及び告示第20号の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

ア 告示第18号第3第10号(1)口に規定する「点検に便利な場所」とは、自動試験機能を有する中継器のうち、中継器に係る技術上の規格を定める省令第3条の3第3項第2号に規定する外部試験器を接続するものにあつては、検査、点検時等に容易に外部試験器を接続できる場所をいうものであること。

イ 告示第18号第3第10号(1)八に規定する「雨水のかかるおそれの少ない場所」とは、雨線内(軒や庇の先端から、鉛直に対して建物側に45°で引いた線の軒下側又は庇下側部分をいう。)をいうものであること。

ウ 開放廊下に設置する場合は、必要な防水措置等を講ずること。

エ 操作上支障となる障害物がないこと。

- (2) 機器は、自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものを設置すること。ただし、住戸等のうち、管理室及び共用室その他これらに類する室で、感知器の作動試験等が容易にできる部分である場合を除く。

11 その他

- (1) 10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、省令第40号第3条第4項第2号の規定により、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるとされているが、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが設置されていない共用部分及び住戸等は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置する必要があること。
- (2) 告示第18号第3第2号(1)イ及び口に規定する「階段及び傾斜路」又は「廊下及び通路」は、住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路に該当しないものであること。
- (3) 告示第18号第3第4号(2)に規定する「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」は、準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分又はメーターボックス、パイプシャフト等の部分であること。